

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第四十五号

広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の二第一項に次の一号を加える。

三 所得税法第七十八条第二項第一号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、次に掲げるもの

イ 県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金

ロ 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第二条の規定により知事又は教育委員会の許可を受けた同法第一条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭

ハ イ及びロに掲げるもののほか、特に県民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるところにより知事が指定した者に対する寄附金

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この条例による改正後の広島県税条例（以下「新条例」という。）第三十八条の二第一項第三号の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十年一月一日以後に支出する寄附金について適用する。

2 平成二十一年度から平成二十六年度までの各年度分の個人の県民税についての新条例第三十八条の二第一項第三号の規定の適用については、同号中「第四十一条の十八の三」とあるのは、「第四十一条の十八の三並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項」とする。

（準備行為）

第三条 新条例第三十八条の二第一項第三号ハの規定による指定及びこれに関し必要な手

続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、同号ハの規定の例により行うことができる。